

健全化判断比率と資金不足比率の公表について

令和2年度決算の数値を基に算定した「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの健全化判断比率と公営企業の「資金不足比率」を公表します。

これは、地方自治体の財政の早期健全化と財政再生、公営企業の経営の健全化を目的に、平成19年6月に成立、公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、公表することが義務づけられたことによるものです。

4つの健全化判断比率には「早期健全化基準」がそれぞれ設けられ、平成28年度決算の数値を算定した指標から、1つでもその基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

さらに、自主的な財政の健全化を図ることが困難とされる「財政再生基準」が将来負担比率を除いた3指標に設けられ、1つでもその基準を超えた場合は、「財政再生計画」を定め、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。

また、資金不足比率には、「経営健全化基準」が設けられ、基準を超えた場合は、公営企業会計ごとに「経営健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。

1 健全化判断比率

区分	勝央町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	※ 「－」	15.00	20.00
②連結実質赤字比率	※ 「－」	20.00	30.00
③実質公債費比率	13.5	25.0	35.0
④将来負担比率	52.1	350.0	

※ ①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため、「－」表示にしています。

2 資金不足比率

区分	勝央町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	※ 「－」	20.00
下水道事業会計	※ 「－」	20.00

※ いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため、「－」表示にしています。

上記のとおり、「1 健全化判断比率」、「2 資金不足比率」の勝央町の指標は、「早期健全化基準」を下回っているため、健全な状況であると判断できます。

それぞれの指標の算定した範囲は、以下の《健全化判断比率等の対象図》のとおり、地方自治体の全ての会計を対象とすることはもちろんのこと、地方自治体が加入している一部事務組合や広域連合、さらに地方自治体が出資している地方公社や第三セクター等の団体に対する負担金等も含めて算定しています。

《健全化判断比率等の対象図》

